

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel048-844-8972 Fax048-829-7444

nakusukai.01@saitama-k.com

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

学習会「高齢者施設の選び方」を開催しました

2020年9月19日（土）10時より、浦和コミュニティセンター第15集会室にて、太田 差恵子さん（介護・暮らしジャーナリスト）を講師に迎え消費者力アップ学習会 Vol.1 を開催、会場 51 名（事務局含む）、オンライン 34 名、計 85 名が参加しました。

【講座の概要】

➤ 高齢期の住まいはどこ？

女性では2人に1人、男性では4人に1人が90歳まで生きる時代です。生活していく上で困りごとがあれば、まずお住まいの地域の「地域包括支援センター」に相談しましょう。そして、施設介護を選ぶのであれば、立地、施設に何を求めるかについて良く考えて決めることが重要です。

➤ 代表的な介護施設の種類～介護体制の違いを理解しよう～

介護保険施設（特養、老健など）、福祉施設（ケアハウス）、民間（有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅など）、地域密着（グループホームなど）がありますが、介護体制、入居できる介護度がそれぞれ異なります。どのようなサービスをしてくれるのか、料金はどのくらいかかるのか、よく確認し、立地や生活、医療と介護など“譲れない条件は何か”を精査しましょう。施設のスタッフが介護してくれるのか、医療体制はどのようになっているのかなど違いをよく理解することが大切です。終の棲家になり得るのか、なり得ないのかも体制によって違いがあります。

重要事項説明書には、パンフレットには書かれていない、施設の具体的な情報が書かれています。施設の情報は都道府県のサイト内の「高齢者施設名簿・情報（施設への入居を考えている方へ）」からも確認することができます。

➤ 焦って決断しない！

実際に見たり電話したりすると、施設のことが見えてきます。入居を決める前に、3～5か所の施設を見学しそれぞれの施設の特徴や違いを確認しましょう

➤ 資金計画を立てる

原則入居する本人のお金で予算の目安を立てます。預貯金総額から前払い金や入院などに備えた予備費を差し引き、100歳までの年数で割ったものに年金額を足したものが、月々使える金額です。月額利用料のほかに、別途費用がかかります。所得が少ない場合、月々の費用が軽減される施設もあります。

「こんなはずじゃなかった」とならないように、情報収集をぬかりなく！！

【参加者の感想より一部抜粋】

- ネットや本で情報集めをしていますが、直接教えていただきありがとうございます。心が軽くなりました。
- 見学の際「看取りについて」も聞くなど具体的にお話しいただき勉強になりました。
- 施設選びの勉強に罪悪感を持つことは全くないという言葉がうれしかったです。
- 施設介護を検討していますが、焦らずにいろいろな施設を見ようと思いました。



太田差恵子氏



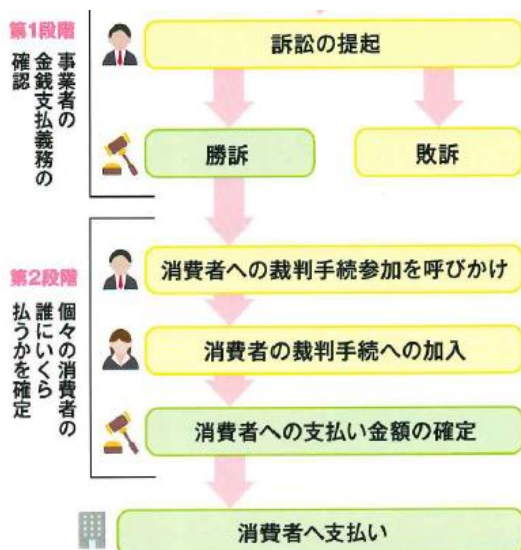
なくす会訴訟提起後の進捗状況ご報告

事業者名/ 訴訟提起日時・経過/事件番号	概要（当会の主張）
被害回復訴訟 (株)ZERUTA（屋号・七福神） （給料ファクタリング） 2020年6月8日 令和2年（ワ）第1254号 さいたま地方裁判所 第6民事部	当該事業者が「七福神」という屋号で営む給料ファクタリング業務は、法外な手数料を請求する手法であり違法であるとして、消費者が支払った金員の返金を求める共通義務確認訴訟を提起。 第1回期日：10月30日（金）10時（予定） さいたま地方裁判所C棟101号法廷 ※第1段階目に勝訴した場合には、第2段階目に進み被害回復を求める消費者の方々にご参加いただきます
差止請求控訴審 (株)ディー・エヌ・エー （モバゲー利用規約） 令和2年（ネ）第1093号 東京高等裁判所 第2民事部	「当社の措置により会員に損害が生じても、当社は一切損害を賠償しません。」という規定は、文字通りに読めば「一切賠償しない。」との規定で消費者契約法第8条に違反する。事業者は「業者に責任がある場合は適用されないという解釈をすべき内容の条文なので問題ない」と主張。 審判決 2020年2月5日（当会勝訴） 控訴審 第1回期日 2020年7月30日 第2回期日 9月10日（結審） 判決言い渡し 11月5日 13時20分 東京高裁 822号法廷
差止請求訴訟 (株)ROOKIES（「チケットプロモーション」サービス利用規約） 2020年3月31日 令和2年（ワ）第753号 さいたま地方裁判所 第2民事部	利用規約に取引成立後の買い手へのキャンセル手数料を100%に設定しているのは、消費者契約法第9条に違反する。一切責任を負わないとする損害賠償責任の全部免除条項は同8条に違反する。 第1回期日 2020年10月7日（水）10時15分 さいたま地方裁判所C棟第101号法廷

共通義務確認訴訟、差止請求訴訟の期日をご確認の上、ぜひ傍聴にて応援をお願いします。

※期日は変更になる場合がありますので、当会ホームページをご確認ください

被害回復裁判手続の概要



通常の手続きで個人の被害を回復（返金）しようとする、弁護士費用の負担に加え、裁判への出席など消費者の負担は大きくなります。

それに対し、消費者裁判手続特例法による被害回復裁判手続は、まず国の認定を受けた消費者団体（特定適格消費者団体）が裁判をおこし（1段階目）、裁判で事業者を支払義務があることが認められた後に、被害を受けた消費者に参加してもらう（2段階目）という裁判です。

参加者は、必要な書類を特定適格消費者団体に提出するだけで、裁判に出席する必要はありません。

被害回復裁判手続は、通常の裁判よりも少ない負担で支払が受けられる手続となっています。

他の適格消費者団体で行なっている訴訟概要

- 消費者機構日本 【被害回復訴訟】 東京医科大学
http://www.coj.gr.jp/trial/topic_200616_01.html
- 京都消費者契約ネットワーク【差止請求訴訟】 ロータシア製薬(株)
<http://kccn.jp/mousiir-kenkoushokuhin.html#mousiir-laver-routasia>
- 消費者支援機構関西 【差止請求訴訟】 USJ (ユニバーサルスタジオジャパン)
http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000957



9/5 (土) 13 時より、適格消費者団体連絡協議会が Zoom で開催され、全体会では被害回復訴訟に関し 2 事例、差止請求訴訟に関しては 10 団体が 12 事例について報告、意見交換を行ないました。事務局交流会では財政基盤強化、適格認定申請準備について報告、意見交換を行いました。

当日は 37 団体 131 名が参加しました (適格消費者団体：21 団体 82 人、認定を目指す団体：11 団体 34 人、消費者庁、国民生活センター、徳島県、消費者スマイル基金)。

なくす会「申入れ」活動報告 (2020.9 現在)

事業者名 (業種)	概要 (申入れの主な内容)
(株)エムアンドエム (化粧品・健康食品 通販)	「初めての方限定半額 特別価格 ¥3,980 (税抜)」との強調されている一方、定期購入であることがわかりにくく、「180 日間全額返金保証」とうたいながら非常に厳しい返金条件が定められている。景品表示法第 5 条第 2 号に違反する (アフィリエイトを含む広告表示)。
ショウワ電技研(株) (コインパーキング)	利用規約の「一切責任を負いません」等の規定が、消費者契約法第 8 条に抵触する。
(株)デジタルデータソリューション (データ復旧)	「復旧率最高値 95.2%」などの表示が、景品表示法第 5 条 1 号に違反する。「作業依頼後のキャンセル不可」の条項は消費者契約法第 10 条に定める不当条項に該当する。
ジャパンベストヘルス(株) (ダイエットサプリ 通販)	体験談等の表示について客観的根拠に欠けることから、景品表示法第 5 条第 1 号に違反する。「通常価格 9,800 円 (税抜) 初回特別価格 1,980 円」との表示について、通常価格での販売実績が確認できないことから二重価格表示であり同法同条第 2 号に違反する。
(株)ジャストシステム (学習塾)	規約のうち「入会後は、会員から退会の申し出がない限り、本規約に基づく契約は自動継続されます。」との条項は、消費者契約法第 10 条に定める不当条項該当する。

◇ 「申入書」「回答」などの詳細は当会ホームページ>差止・被害回復関連でご確認ください

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、
急きょ中止となる可能性もありますことをご了承ください。
参加にはお申込みが必要です。下記要領を良くお読みの上、お申し込みください。

知っておこう AI 製品利用時の注意点 (仮題) ～スマートスピーカー・掃除ロボなど～



AI 搭載製品はとても便利ですが、リスクを知った上で使用することが重要です。
AI にできること・できないこと、トラブルの実例などをもとに、AI 搭載製品をかしこく使うコツを学びます。



日時：2020年12月12日(土) 10時～12時

会場：浦和コミュニティセンター第15集会室

JR浦和駅東口 浦和パルコ上 コムナーレ9階

講師：小塚 荘一郎さん(学習院大学法学部教授)

会場参加申込み：定員 45 名 (11/23 から申込開始・先着)

オンライン受講申込み：定員 30 名 (11/23 から申込開始・先着)

オンライン受講の方は必ずメールでお申し込みください

申込み切：12月4日(金)16時(当日消印有効)

申込み・問合せ：なるべく電話以外の方法でお申し込みください

FAX 048-829-7444

ハガキ 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

メール nakusukai.05@saitama-k.com【オンライン希望者は必ずメールで申し込みを】

(電話 048-844-8972 平日 10時～16時・土日祝休)

●記載必須事項

- ①12/12 学習会参加希望 ②お名前・フリガナ ③〒住所 ④連絡先(なるべく携帯電話)
いただいた個人情報は学習会開催のために利用し、その他の目的には一切利用しません



第56回 埼玉県消費者大会 について(10月16日)

今年度はYouTube配信のみ
です(実参加はできません)

詳細は埼玉県生協連を

年会費につきまして、早めの納入にご協力をお願いいたします。

年会費：個人正会員 3,000円 個人賛助会員 1,000円

振込先：埼玉りそな銀行 浦和中央支店

普通 No.5098908

特非) 埼玉消費者被害をなくす会



消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

- ◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) Tel 048-261-0999
- ◆全国共通 消費者ホットライン Tel 188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)